

議員提出議案第1号

令和6年2月21日

阿見町ハラスメント防止条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

阿見町議会議長 平岡 博 殿

提出者	阿見町議会議員	高野好央
賛成者	〃	柴原成一
〃	〃	飯野良治
〃	〃	栗原宜行

(提案理由)

本案は、職員や議員に対するハラスメントが被害者の心身を害するのみならず、町民サービスの低下や社会的信用の失墜につながることに鑑み、そのような事態を未然に防ぐため、議員による職員に対するハラスメント及び議員間のハラスメントを防止するための措置等について定めた条例を制定するものです。

阿見町ハラスメント防止条例

ハラスメントは、それを行う者の認識の有無にかかわらず、相手方の基本的人権を損ない、尊厳を傷つけ、心身に被害を与える人権侵害である。

地域貢献を志して入庁した職員が不当な被害を受けることは、もとより看過できないことである。また、職員に対するハラスメントがその労働意欲を低下させ、勤務能率の発揮を妨げることで、結果的に町民サービスを低下させることは言うまでもないが、職員と議員とを問わず、ハラスメントの事実が明らかになったときは、町民の信頼の喪失のみならず、社会的信用の失墜につながることになり、町全体が受ける損害は計り知れない。

このような事態を未然に防ぐため、阿見町議会は、相手方の人格と尊厳を尊重することによりハラスメントを防止することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、議員による職員に対するハラスメント及び議会内における議員間のハラスメントを防止するための措置を講じることにより、全ての職員及び議員が個人としての人格及び尊厳を尊重される良好な職務環境の確立を図り、もって町政の効率的運用に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「ハラスメント」とは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める行為を総称したものをいう。

- (1) パワー・ハラスメント 職務に関して優越的な関係を背景として行われる言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、相手方に対して精神的又は身体的な苦痛を与え、相手方の人格又は尊厳を害し、又は相手方の職務環境を害する行為
- (2) セクシュアル・ハラスメント 異性、同性を問わず、他の者を不快にさせる性的な言動により相手方の職務環境を害する行為
- (3) マタニティ・ハラスメント 次に掲げる事由に関する言動により相手方の職務環境を害する行為
 - ア 妊娠したこと。
 - イ 出産したこと。
 - ウ 妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかったこと又は能率が低下したこと。
 - エ 不妊治療を受けること。
 - オ 妊娠、出産又は育児に関する制度又は措置の利用に関すること。
- (4) その他のハラスメント 前 3 号に掲げるもののほか、誹謗、中傷、風評等により相手方の人権を侵害し、又は相手方の職務環境を害する行為

2 この条例において「職員」とは、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する全ての職員をいう。

（議員の責務）

第 3 条 議員は、町民の代表者として町政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理観を持ち、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たること及び職員の労働意欲を低下させ、勤務能率の発揮を妨げるものであることを認識し、ハラスメントの防止に努めなければならない。

2 議員は、職員及び議員並びに議員同士が職務遂行上の対等な立場にあることを自覚し、職員及び議員の人格及び尊厳を尊重した活動をしなければならない。

3 議員は、当該議員によるハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、説明責任を果たさなければならない。

4 議員は、職員又は議員に対しハラスメントに当たる言動を行っていると思われる事態に遭遇したときは、当該議員に対し厳に慎むべき旨を指摘し、その解決に努めなければならない。

（研修等）

第 4 条 議長は、ハラスメントの防止を図るため、議員に対し必要な研修等を実施しなければならない。

（事実関係の把握等）

第 5 条 議長は、職員若しくは町長等（町長その他の執行機関の長をいう。）又は議員からハラスメントに関する苦情の申出があったときは、その事実関係を把握するため、速やかに関係者からの聴き取りその他の確認を行うものとする。

（ハラスメントに対する措置）

第 6 条 議長は、前条の規定による確認の結果、議員によるハラスメントがあったと認められる場合は、議会運営委員会の意見を聴き、当該ハラスメントを行った議員に対して、指導、助言、注意、氏名の公表その他の必要な措置を講じなければならない。

（議長職務の代行）

第 7 条 議長が確認の対象になったときは副議長が、議長及び副議長が共に確認の対象になったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。

（プライバシーの保護等）

第 8 条 議員は、ハラスメントに係る当事者及び関係者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、当該ハラスメントに関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委任）

第 9 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 議会は、この条例の施行後 3 年を目途として、この条例の規定について、この条例の目的等を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。